

横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号。以下「条例」という。）及び横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置等)

第2条 予算決算常任委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を担当させるものとする。また、特別委員会が設置された場合は、当該特別委員会に対応する分科会を置くことができ、同特別委員会が所管する事項を担当させることができる。

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| (1) | 総務分科会 | 総務常任委員会が所管する部局 |
| (2) | 民生分科会 | 民生常任委員会が所管する部局 |
| (3) | 環境教育分科会 | 環境教育常任委員会が所管する部局 |
| (4) | 都市整備分科会 | 都市整備常任委員会が所管する部局 |

2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第9条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。

3 分科会に分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

4 分科会は、分科会委員長が招集する。

5 分科会委員長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

6 分科会委員長は、予算決算常任委員会において分科会の主な質疑及び意見を報告する。

7 分科会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案のうち、その担当に属する部分を分担して審査又は調査する。

- 9 分科会の開催日が対応する部門別常任委員会の開催日と同日となる場合は、分科会の審査を部門別常任委員会の審査と区別して行うものとする。
- 10 分科会においては、各会派等の議案等賛否の確認、討論及び採決は行わない。
- 11 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の決定により秘密会を開くことができる。
- 12 その他、分科会の運営については、規則第3条（欠席、遅刻又は早退の届出）、第4条（委員会の開閉）、第5条（委員長の職務代行）、第8条（定足数に関する措置）、第9条（議題の宣告）、第10条（一括議題）、第11条（出席説明の要求）、第12条（資料要求）、第22条（発言の許可）、第23条（委員の発言）、第26条（発言内容の制限）、第27条（発言時間の制限）、第30条（発言の取消し及び訂正）、第37条（指定者以外の者の退場）、第38条（秘密会の記録）及び第39条（携帯品等）の規定を準用する。

（分科会における市長等への質疑）

第3条 政策的な判断を求める質疑を行う場合に限り、分科会に市長等の出席を求めることができる。

- 2 市長等への質疑は、質疑項目を事前に通告する。
- 3 市長等への質疑は、原則として部局長等に対する複数の部局にまたがる質疑の後に行う。
- 4 市長等への質疑の持ち時間は、一人当たり30分までとする。ただし、質疑が継続し、委員長が必要と認めた場合に限り、5分程度延長できる。
- 5 補正予算審査においては、分科会における市長等への質疑は行わない。

（理事会の設置等）

第4条 予算決算常任委員会の運営に関する事項等を協議するため、予算決算常任委員会理事会（以下「理事会」という。）を置く。理事会は、特別委員会に対応する分科会を除く各分科会及び予算決算常任委員会の正副委員長で構成する。

- 2 理事会に会長及び副会長を置き、それぞれ予算決算常任委員会の正副委員長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、理事会の会議を主宰する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は会長及び副会長の職務を行う者がいないときは、年長の理事が会長の職務を行う。
- 6 理事会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。
 - (1) 審査又は調査の日等の日程に関する事項
 - (2) 総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序に関する事項
 - (3) 付託議案の取扱い等に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会及び分科会の運営に関し必要な事項
- 7 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 理事に事故があるときは、会長の許可を得て代理者を出席させることができる。
- 9 理事会は、協議事項が質疑者の順序に関する事項のみの場合は、開会を省略し、正副会長立ち会いのもと、どちらかがくじを引くことにより、発言の順序を定めることができる。
(関連議案等の範囲)

第5条 予算決算常任委員会に付託される議案の範囲は次に掲げる議案とする。

- (1) 予算または決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの
 - (2) 基金の設置など予算の根幹に関わるもの
 - (3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、予算または決算の議案と一体で審査することが合理的であるなどの理由により、理事会が承認したもの
- 2 予算決算常任委員会への報告は、前項各号に定める議案に関連する報告のほか、継続費等の繰越計算書及び継続費精算報告書等を対象とする。
 - 3 予算決算常任委員会では、原則として請願及び陳情の審査は行わない。
(審査及び調査)

第6条 付託議案等の審査の方法は、別表に規定する方法とする。

2 理事会は、付託議案の内容に応じて、別表に規定する審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略について決定することができる。

3 所管事項の調査の方法については、その案件の内容に応じて、理事会が決定するものとする。

(冒頭の総括質疑)

第7条 予算決算常任委員会付託前に、予算議案を含む提出議案に対する代表質問・個人質問等を実施しているため、議案の委員会付託を行う本会議の終了後に開催する予算決算常任委員会では、執行部に対する冒頭の総括質疑は行わない。ただし、決算議案の審査を行う予算決算常任委員会においては、監査報告等に対する質疑を行うことができる。

(締めくくりの総括質疑)

第8条 締めくくりの総括質疑は、分科会委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。

2 締めくくりの総括質疑は、複数の分科会に関連する内容あるいは政策的判断を求める内容に限り、行うことができる。なお、原則として第3条に規定する質疑を行った委員による同一項目の総括質疑及び補正予算審査における総括質疑は行わない。

3 締めくくりの総括質疑をしようとする委員は、予算決算常任委員長に発言の件名及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。締めくくりの総括質疑の通告期限は、総括質疑を行う予算決算常任委員会の直前に開催される理事会の前日の午前10時までとする。

4 締めくくりの総括質疑の持ち時間（答弁の時間を除く。）は、一人当たり20分までとし、自席から一問一答方式で行う。

5 締めくくりの総括質疑の順序は、理事会においてくじにより決定する。

(討論及び表決)

第9条 予算決算常任委員会と本会議を同日開催する場合は、討論は本会議で行うこととし、予算決算常任委員会での討論を遠慮する。

2 予算決算常任委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を起立させ、起立の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、予算決算常任委員長は、必要があると認めるときは、予算決算常任委員長が定める方法によることができる。

(出席説明員の範囲)

第10条 予算決算常任委員会の出席説明員の範囲は本会議と同一とし、規則第11条の規定に従い、出席を求めるものとする。ただし、理事会で別に出席説明員の範囲を定めた場合にはこの限りでない。

(開会場所)

第11条 予算決算常任委員会は、本会議場で開会するものとする。

2 分科会は、委員会室で開会するものとする。

3 理事会は、会議室で開会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、委員会室で開催することができる。

(会議の記録)

第12条 理事会の会長及び分科会委員長は、議会局の職員に、次の事項を記載した会議の記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

(1) 開会及び散会の年月日時

(2) 出席委員等及び欠席委員等の氏名

(3) 説明のために出席した者の職氏名

(4) 会議に付した事件

(5) 議事の経過

(6) 会議の概要等必要な事項を記載した記録

(7) その他理事会の会長及び分科会委員長又は理事会及び分科会において必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

3 前項の電磁的記録により作成された記録は、第1項の記録とみなして、当該記録に係るこの要綱の規定を適用する。

(会議の記録の保存年限)

第13条 会議の記録の保存年限は、永年とする。

(会議の記録の配付と公開)

第14条 前条の会議の記録は、議員及び関係者等に配付するなど、広く一般に公開する。

(インターネット中継)

第15条 各分科会はインターネット中継を行う。ただし、理事会及び質疑を伴わない分科会はこの限りでない。

(傍聴)

第16条 理事会の傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴に関し必要な事項及び分科会の傍聴については、部門別常任委員会の傍聴と同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年市議会定例会の開会の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

予算決算常任委員会審査経過表

